資料２

学校における「性に関する指導」について

教育委員会事務局保健体育課

１．「性に関する指導」の背景と基本方針（平成20年、平成28年　中央教育審議会答申より）

社会環境の変化に対応し、学校・家庭・地域の連携で発達段階に応じた適切な指導を推進する

背景と課題

■ 性情報の氾濫

インターネットやSNSの普及等、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化し、不確かな情報の入手容易化

■ 適切な行動選択

健康情報や性情報を正しく選択し、自他を守る適切行動を取れるようにすることが急務

■ 若年層の健康問題

若年層におけるエイズ・性感染症（梅毒等）や人工妊娠中絶の増加が社会問題化

指導の基本方針

■ 全校的共通理解

教職員全体で指導方針を共通理解し、教科等横断的（カリキュラム・マネジメント）に実施

■ 発達段階に応じた知識

保健体育科、特別活動等において、心身の発達や性感染症予防等の確実な知識習得

■ 人間関係と生命尊重

生命の尊重、自己・他者の個性尊重、相手を思いやる望ましい人間関係構築を強調

■ 家庭・地域・医療連携

保護者や地域社会の理解を得るとともに、医療機関や専門機関との多角的な連携を推進

指導・連携体制

■ 集団指導（ガイダンス）

あらかじめ適切な時期・場面で必要な知識や理解を養う集団的指導の充実に努める

■ 個別指導（カウンセリング）

個々の児童生徒が抱える課題解決や特性に応じた一人一人への丁寧な個別指導

ポイント：「集団指導（知識の定着）」と「個別指導（悩みへの対応）」を両輪とし、家庭・地域・医療機関の理解のもと推進

２．発達段階別指導と「はどめ規定」の適切な運用

小・中・高の系統的な指導体系を構築し、全児童生徒の共通基準として「はどめ規定」を運用する

【発達段階に応じた系統的指導体系】

●小学校（第４学年）― 思春期の体の変化・個人差

男子・女子の体つきの変化や初経・精通、大人の体に近づく現象や個人差を理解

※【はどめ規定】人の受精に至る過程は取り扱わない

●中学校（第１．３学年）― 生殖機能の成熟・感染症予防

第１学年：生殖にかかわる機能の成熟（射精・月経・妊娠の成立等）

第３学年：エイズ及び性感染症の予防と行動選択

※【はどめ規定】妊娠の経過（性交など）は取り扱わない

●高等学校 ― 現代の感染症予防・生涯の健康管理

思春期と健康、結婚生活と健康（家族計画・人工妊娠中絶の影響）、性感染症予防

生殖に関わる機能や自他の健康に対する責任感・相手の尊重を涵養

「はどめ規定」の正しい認識

■ 趣旨の正しい理解

「はどめ規定」は発展的内容の教授を一律禁止するものではなく、すべての子どもに共通して指導するべき事項ではないという趣旨

■ Q.必要なら超えて指導可能か？

中学校第１学年における「妊娠の経過（性交など）」については、全児童生徒への共通指導事項ではないため配慮が必要

■ Q．外部講師の授業での扱いは？

外部講師（医師・助産師等）が授業を行う場合であっても「はどめ規定」は適用される（授業者によって扱いは変わらない）

（Ｒ５各教科研究課程研究協議会より）

３．「生命（いのち）の安全教育」の推進と性暴力防止（文部科学省より）

児童生徒が「加害者にならない・被害者にならない・傍観者にならない」教育を全国で展開する

柱１：加害者にならない

性暴力の根底にある誤った認識や行動、暴力の及ぼす重大な影響を理解し、他者の尊厳を守り行動する態度を身に付ける。

【例えば幼児期や小学校では】
・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
・いやな触られ方をした場合の対応等
・SNSを使うときに気を付けること（高学年）



柱２：被害者にならない

自分自身の生命や身体の尊さを学び、適切な距離感や権利意識を持ち、危険を察知・回避する力を養う。

【例えば中学校では】
・自分と相手を守る「距離感」について
・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
・性暴力被害に遭った場合の対応等



柱３：傍観者にならない

周囲での性暴力や困りごとに対して見過ごさず、信頼できる大人や相談窓口に直ちに相談・通報できる態度を育む。

【例えば高校では】
・自分と相手を守る「距離感」について
・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
・二次被害について
・性暴力被害に遭った場合の対応等



【生命の安全教育の実施概要と展開】

・背景　　：政府の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和２年６月）に基づき、集中強化期間を経て全国展開
・対象と方法：幼児（就学前）、小学校、中学校、高等学校、大学等、文科省作成の教材・指導の手引きを活用。
・配慮事項　：特別支援教育においては、障害のある児童生徒等の個々の状態や特性、発達の程度を踏まえた指導を実施。

４．「プレコンセプションケア」と医療・相談支援の推進（国立成育医療研究センターより）

科学的に正しい知識の普及と専門機関・医療との連携で、思春期の性と健康を包括サポート

プレコンセプションケアの考え方と重要性

■ 概念の定義

若い男女が将来のライフプランを考えながら、日々の生活や健康と向き合うヘルスケア（WHO・CDC提唱）

■ 教育目的

将来の妊娠・出産の希望に関わらず、性や健康に関する正しい知識を持ち、満ち足りた自分（well-being）を実現

■ 科学的知識の普及

「成育医療等基本方針」に基づき、学童期・思春期から妊娠・出産・性感染症に関する医学的・科学的に正しい知識を教育

■ 多様性の尊重

身体的・精神的・遺伝学的多様性を尊重し、自他の健康維持と相互尊重の姿勢を養う

思春期の健康と性を支える相談

・医療連携ネットワーク

■ 思春期の課題対応

人工妊娠中絶、梅毒及びHIV等の性感染症問題に対し、科学的知識・性情報への対処・人間関係形成を教育

■ 多職種・医療機関連携

学校医、小児科医、産婦人科医、精神保健福祉センター、専門病院との強固な連携体制を構築

■ 相談支援体制の充実

学校内での相談に加え、保健所や「性と健康の相談センター」等による電話相談・個別カウンセリングを実施

■ 成育医療センター等の活用

国立成育医療研究センターや女性総合診療センター等の最新知見や包括的ケア情報を学校現場で活用

ポイント：学校においては、児童生徒の発達の段階に応じて、学習指導要領に基づく性に関する指導の着実な実施に努める。（令和８年３月11日　こども家庭庁・文部科学省より事務連絡）

５．教育委員会（保健体育課）の具体的な推進体制と研修取組

専門家が参画する委員会設置と継続的な教職員研修により、学校現場の指導力と専門性を強化する

①性に関する指導検討委員会（毎年開催）

【構成委員】保健体育課主幹（委員長）、産科婦人科医会長、助産師会長、小学校養護教諭、中学校養護教諭、
高等学校保健体育科教諭、保健体育課員等

【主な役割と業務内容】・県内児童生徒の性に関する指導のための実態把握および課題分析に関すること
・県内教職員を対象とした指導者研修会の企画・運営・効果検証に関すること

②学校における「性に関する指導」指導者研修会（毎年開催）

対象：教職員、行政関係者、医療従事者
内容：専門家講演、行政説明、グループワーク

・令和７年度講演：「思春期女子のからだと心」～教育者として知っておきたいこと～（産婦人科医　講義）
・令和６年度講演：「性教育をみんなの手に～情報肥満時代に求められるSRHRの広め方～」（産婦人科医 講義）
・令和５年度講演：「思春期に特に重要なプレコンセプションケア」（小児科医・精神科医　講義）

各種案内：プレコン講師派遣事業、プレコン研修会の開催について、プレコン健康教育資材の送付、プレコン健康教育資材を活用した研修会の開催について、プレコンサポーター養成講座の開始等について（令和７年度）